

# 小児慢性特定疾病で成長ホルモン治療を行う皆さまへ

## 2024（令和6）年4月1日から小児慢性特定疾病の基準が変わり、 小児慢性特定疾病医療費助成における 成長ホルモン治療の認定が不要になります

これにより「成長ホルモン治療用医療意見書」の提出が不要となります

小児慢性特定疾病医療費助成において成長ホルモン治療を行うための基準が廃止されました。2024年4月1日からは「成長ホルモン治療用医療意見書」による「成長ホルモン治療の認定」が不要となります。

2024年3月31日まで  
成長ホルモン治療の医療費助成を受けるには、小児慢性特定疾病の受給者証があっても、「成長ホルモン治療用医療意見書」を提出し、認定を受けることが必要でした。



2024年4月1日から

小児慢性特定疾病の受給者証があれば、医師が治療に必要なと判断した場合には、成長ホルモン治療に係る医療費の助成が受けられます。

(※)



(※補足)

- 小児慢性特定疾病医療費の支給認定に必要な「医療意見書」は引き続きご提出ください。
- 医療費助成の対象となる成長ホルモン治療は、小児慢性特定疾病及びその合併症等に対する治療であって、保険適用されているものに限りです。
- ご自身が投与を受ける成長ホルモン治療が医療費助成の対象となるか等については、主治医にご相談ください。

小児慢性特定疾病に関する情報は「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブサイトをご覧ください。

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市（特別区含む）ごとの相談窓口や小慢指定医・小慢指定医療機関、小児慢性特定疾病の概要や診断の手引き、疾病の状態の程度などが掲載されています。

小慢情報センター

検索

<https://www.shouman.jp/>



医療費助成の申請方法について、詳しくはお住まいの都道府県・指定都市・中核市及び児童相談所設置市（特別区含む）の窓口にお問い合わせください